

平成 19 年 度

# 要 覧



栃木県総合教育センター



## 目 次

|                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|
| 1 沿 革 ……………1             | (5) 教育相談事業 ……………20       |
| 2 条例・規則・要綱 ……………2        | (6) 幼児教育充実推進事業 ……………20   |
| (1) 栃木県総合教育センター条例 ……………2 | (7) 資料・情報の収集提供事業 ……………22 |
| (2) 栃木県総合教育センター管理規則 ……3  | (8) 研究・学習活動援助事業 ……………22  |
| (3) 栃木県公立学校教員研修要綱 ……………7 | (9) 教育充実振興事業 ……………23     |
| 3 組織及び部の主要業務 ……………10     | 5 職員等一覧 ……………25          |
| 4 事 業 ……………11            | 6 事務分掌 ……………26           |
| (1) 研修事業 ……………11         | 7 予算概要 ……………29           |
| (2) 学習機会提供 ……………17       | 8 施設の概要 ……………30          |
| (3) 学習相談・情報提供 ……………17    | 9 主な施設・設備                |
| (4) 調査研究事業 ……………18       |                          |

# 1 沿 革

|          |  |
|----------|--|
| 昭和61年 2月 | 「とちぎ新時代創造計画」を策定。生涯学習の情報提供・学習提供機関の整備、及び教職員の研修を行う情報処理教育センターの整備構想が盛り込まれる。         |
| 昭和63年 6月 | 「総合教育センター（仮称）整備検討委員会」を設置。情報提供・学習相談機関・情報処理教育センターの整備について検討を始める。                  |
| 昭和63年12月 | 整備基本構想策定。教職員研修と生涯学習推進機能を併せもつ施設として、新たに宇都宮市瓦谷町地内（中央青年の家跡地及び農業試験場農場）に整備することに決定する。 |
| 平成元年 4月  | 「総合教育センター（仮称）整備検討委員会」を設置   |
| 平成元年 9月  | 整備基本計画策定   |
| 平成元年11月  | 建築設計業務委託   |
| 平成2年 1月  | 外構工事設計業務委託   |
| 平成2年11月  | 敷地造成工事着工   |
| 平成2年12月  | 管理研修棟建築工事着工  |
| 平成3年 3月  | 主要実験実習機器の機種選定  |
| 平成3年 6月  | 学習情報提供システム設計業務委託   |
| 平成3年 9月  | 体育館建築工事及び外構工事着工  |
| 平成4年 6月  | 「栃木県総合教育センター条例」制定  |
| 平成4年 7月  | 建築工事竣工   |
| 平成4年 9月  | 「栃木県総合教育センター管理規則」制定<br>1課4部制 管理課、生涯学習部、義務教育部、高校教育部、特殊教育・相談部                    |
| 平成4年10月  | 栃木県総合教育センター開所  |
| 平成5年 4月  | 5部制 管理部、生涯学習部、義務教育部、高校教育部、特殊教育・相談部   |
| 平成8年 3月  | ソフトウェアライブラリ設置  |
| 平成9年 4月  | 栃木県生涯学習ボランティアセンター設置  |
| 平成11年 4月 | 特殊教育・相談部を障害児教育・相談部に名称変更  |
| 平成13年 4月 | 義務教育部、高校教育部を研修部、研究調査部に組織改編<br>障害児教育・相談部を教育相談部に名称変更                             |
| 平成14年 4月 | 幼児教育部「幼児教育センター」設置 6部制となる   |
| 平成15年10月 | カリキュラムセンター設置   |

## 2 条 例・規 則・要 綱

### (1) 栃木県総合教育センター条例

(平成4年6月12日栃木県条例第26号)

(設 置)

第一条 教育の充実を図るとともに、生涯学習の振興に資するため、栃木県総合教育センター（以下「センター」という。）を宇都宮市に設置する。

(事 業)

第二条 センターは、次の事業を行う。

- 一 教育関係職員の研修に関する事。
- 二 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関する事。
- 三 教育相談に関する事。
- 四 教育研究団体の研究活動に対する助言その他の援助に関する事。
- 五 生涯学習に関する指導者及び助言者の研修に関する事。
- 六 生涯学習に対する需要及び生涯学習の成果の評価に関する調査研究に関する事。
- 七 生涯学習の方法の開発に関する事。
- 八 生涯学習の機会の提供に関する事。
- 九 生涯学習に関する相談に関する事。
- 十 教育及び生涯学習に関する資料及び情報の収集、整理及び提供に関する事。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業。

(職 員)

第三条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

(使用料)

第四条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第二百三十八条の四第七項の規定によりセンターのうち別表の左欄に掲げる施設の使用について教育委員会の許可を受けた者は、同表の右欄に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第五条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(教育委員会規則への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成4年10月1日から施行する。
- 2 栃木県教育研修センター設置及び管理に関する条例（昭和45年栃木県条例第58号）は廃止する。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 施設区分    | 使用料<br>(1時間までごとに) |
|---------|-------------------|
| 大講義室    | 3,640円            |
| 学習室 A   | 520円              |
| 学習室 B   | 520円              |
| 401 研修室 | 420円              |
| 402 研修室 | 420円              |
| 403 研修室 | 420円              |
| 404 研修室 | 420円              |
| 405 研修室 | 420円              |
| 406 研修室 | 640円              |
| 407 研修室 | 520円              |

| 施設区分    | 使用料<br>(1時間までごとに) |
|---------|-------------------|
| 408 研修室 | 1,490円            |
| 409 研修室 | 1,390円            |
| 410 研修室 | 520円              |
| 411 研修室 | 740円              |
| 412 研修室 | 640円              |
| 創作室     | 640円              |
| 音楽室     | 640円              |
| 体育館     | 950円              |
| グラウンド   | 640円              |

## (2) 栃木県総合教育センター管理規則

(平成4年9月11日教育委員会規則第19号)

(趣旨)

第一条 この規則は、栃木県総合教育センター条例（平成4年栃木県条例第26号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、栃木県総合教育センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第二条 センターに、管理部、生涯学習部、研修部、研究調査部、教育相談部及び幼児教育部を置く。

2 各部の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部

- 一 職員の人事及び福利厚生に関すること。
- 二 文書等の収受、発送及び保存に関すること。
- 三 公印の保管に関すること。
- 四 予算の執行及び経理に関すること。
- 五 決算に関すること。
- 六 財産の管理に関すること。
- 七 施設の使用許可及び使用料の徴収に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、他部の所掌に属さない事項に関すること。

生涯学習部

- 一 生涯学習に関する指導者及び助言者の研修に関すること。
- 二 生涯学習に対する需要及び生涯学習の成果の評価に関する調査研究に関すること。
- 三 生涯学習の方法の開発に関すること。
- 四 生涯学習に係る講座の開設その他の学習機会の提供に関すること。
- 五 学校、家庭及び地域の連携によるふれあい学習の推進方法の開発及び助言その他の援助に関すること。
- 六 生涯学習に関する資料及び情報の収集、整理及び提供に関すること。



- 七 生涯学習に関する相談に関すること。
- 八 視聴覚教材の貸出し、研究開発及び制作に関すること。
- 九 生涯学習に資する事業を行う団体の学習活動に対する助言その他の援助に関すること。

#### 研 修 部

- 一 幼稚園及び公立学校に関する教育行財政、教育経営、教育内容、教育方法等の研修及び助言その他の援助に関すること。
- 二 児童及び生徒の研究意欲の高揚に資するための各種の事業に関すること。

#### 研究調査部

- 一 幼稚園及び公立学校に関する教育行財政、教育経営、教育内容、教育方法等の調査研究及び助言その他の援助に関すること。
- 二 教育に関する調査及び統計（本局各課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- 三 教育に関する資料及び情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 四 教育に関する研究団体の研究活動に対する助言その他の援助に関すること。

#### 教育相談部

- 一 学校教育相談及び障害児教育相談の実施に関すること。
- 二 学校教育相談及び障害児教育相談に関する研修及び調査研究並びに助言その他の援助に関すること。
- 三 障害児教育に係る技術的、専門的な研修に関すること。

#### 幼児教育部

- 一 幼稚園、保育所及び公立学校の連携に関する教育内容、教育方法等の研修及び助言その他の援助に関すること。
  - 二 幼児教育に関する資料及び情報の収集、整理及び広報に関すること。
  - 三 幼児教育に関する調査及び研究に関すること。
  - 四 家庭教育の支援に関する各種の事業に関すること。
- 3 前項に規定する幼児教育部の分掌事務を行う施設の名称は、幼児教育センターとする。

#### （職 員）

第三条 条例第三条の規定に基づき、センターに次の職員の職を置く。

- 一 所 長
  - 二 次 長
  - 三 部 長
  - 四 部長補佐
  - 五 指導主事
  - 六 社会教育主事
  - 七 主 任
  - 八 主 事
- 2 前項に掲げる職のほか、センターに次の職員の職を置くことができる。
- 一 主 幹
  - 二 副主幹
  - 三 係 長
  - 四 主 査
  - 五 技 師
  - 六 技能技術員
  - 七 技術員
  - 八 公 仕

(職 務)

第四条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- 一 所長は、センターの所掌事務を掌理し、所属職員を指導監督する。
- 二 次長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 三 部長は、上司の命を受け、部の分掌事務を処理する。
- 四 主幹又は部長補佐は、上司の命を受け、その分担事務を処理する。
- 四の二 部長補佐のうち、部長を総括的に補佐することを命じられたものは、前号に規定する職務を行うほか、その所属する部の所掌事務について、部長を補佐し、職員の担任する事務を監督する。
- 五 副主幹、係長又は主査は、上司の命を受け、その分担事務を処理する。
- 六 指導主事は、上司の命を受け、専門的な事項の指導又は援助に関する事務に従事する。
- 七 社会教育主事は、上司の命を受け、専門的・技術的な事項の指導又は援助に関する事務に従事する。
- 八 主任は、上司の命を受け、複雑若しくは困難な事務又は技術に従事する。
- 九 主事又は技師は、上司の命を受け、事務又は技術に従事する。
- 十 技能技術員は、上司の命を受け、自動車運転又は汽缶操作の業務に従事する。
- 十一 技術員は、上司の命を受け、特定の業務に従事する。
- 十二 公仕は、上司の命を受け、単純な業務に従事する。

(専決事項)

第五条 所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、所長は、当該専決事項が重要若しくは異例又は特に必要があると認められるときは、教育長の決裁を受けなければならない。

- 一 所属の職員（所長、次長及び部長に限る。次号から第三号の二までにおいて同じ。）の旅行命令（所長の三日以上の県外旅行を除く。）及びその復命の受理
  - 一の二 所属の職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更
  - 二 所属の職員の休暇（所長の三日以上の休暇を除く。）の承認
  - 三 所属の職員の職務に専念する義務の免除（所長の三日以上の職務に専念する義務の免除を除く。）の承認
  - 三の二 所属の職員の部分休業の承認
  - 四 通知、照会、回答、報告、申請、進達、副申、証明等で重要なものの処理
  - 四の二 指定統計その他の統計調査の実施
  - 五 公文書の開示の可否の決定
  - 五の二 個人情報の開示及び訂正の可否の決定並びに取扱いの是正の申出に対する処理
  - 六 その他センターの通常管理運営に関する事項の処理
- 2 次長の専決事項は、次のとおりとする。
- 一 所属の職員（所長、次長及び部長を除く。次号から第五号までにおいて同じ。）の旅行命令及びその復命の受理
  - 二 所属の職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更
  - 三 所属の職員の休暇の承認
  - 四 所属の職員の職務に専念する義務の免除の承認
  - 五 所属の職員の部分休業の承認
  - 六 一月以下の任用予定期間の日々雇用職員の雇用
  - 七 通知、照会、回答、報告、申請、進達、副申、証明等（前項第四号に掲げるものを除く。）の処理

八 教育財産の継続使用許可の決定（使用許可条件に変更のない無料使用許可のものに限る。）、電柱敷地等並びに自動販売機及び卓上型公衆電話機の設置に係る教育財産の使用許可の決定並びに一時使用許可の決定（条例別表の左欄に掲げる施設の一時使用許可（以下「特定施設使用許可」という。）をする場合及び県の建設工事を施行する者に当該建設工事等に必要な教育財産の一時使用許可をする場合に限る。）

九 条例第五条の規定による使用料の免除

3 管理部長の専決事項は、次のとおりとする。

一 所属の職員の休日勤務の命令及び休日の代休日の指定

一の二 所属の職員の超過勤務及び宿日直勤務の命令

二 所属の職員の通勤手当の支給額の決定

三 所属の職員の扶養親族の認定

三の二 所属の職員の児童手当の受給資格及び額の認定

四 所属の職員の住居手当の支給額の決定

五 所属の職員の単身赴任手当の支給額の決定

（事務代決）

第六条 所長が不在のときは、次長がその事務を代決し、所長及び次長がともに不在のときは、あらかじめ所長の指定した職員がこれを代決する。

（許可の申請書）

第七条 特定施設使用許可を受けようとする者は（以下「申請者」という。）は、使用許可申請書（別記様式第一号）を所長に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書は、当該施設を使用しようとする日の十四日前までに提出しなければならない。ただし、所長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 特定施設使用許可は、使用許可書（別記様式第二号）を申請者に交付して行うものとする。

（使用料の免除）

第八条 条例第五条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書（別記様式第三号）を所長に提出しなければならない。

（執務要項）

第九条 この規則に定めるもののほか、センターにおける事務処理、服務、その他の執務要領については、栃木県教育員会事務局処務規程（昭和61年栃木県教育委員会訓令第8号）の例による。

（委任）

第十条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成4年10月1日から施行する。

（栃木県教育研修センター管理規則の廃止）

2 栃木県教育研修センター管理規則（昭和45年栃木県教育委員会規則第14号）は、廃止する。

（栃木県教育委員会事務局組織規定の一部改正）

3 栃木県教育委員会事務局組織規定（昭和33年栃木県教育委員会規則第4号）一部を次のように改正する。

第三条第十四号中「栃木県教育研修センター」を「栃木県総合教育センター」に改める。

附 則（平成5・3・31・栃木県教育委員会規則第6号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8・3・29・栃木県教育委員会規則第5号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。



附 則（平成11・3・31・栃木県教育委員会規則第5号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13・3・30・栃木県教育委員会規則第3号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14・3・29・栃木県教育委員会規則第3号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17・3・31・栃木県教育委員会規則第8号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

### (3) 栃木県公立学校教員研修要綱

(平成4年3月2日 制定)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、教育公務員特例法（昭和24年法律第一号）第21条第2項、第23条、第24条、第25条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条第2項の規定に基づき、県立の中学校、高等学校、特別支援学校（以下「県立学校」という。）の教員並びに市町村立の幼稚園、小学校及び中学校の教員に対して栃木県教育委員会が行う研修（海外派遣研修、内地留学研修等を除く。以下同じ。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「教員」とは、校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務の者に限る。）をいう。

(研修の種類)

第3条 研修の種類は、基本研修及び専門研修とする。

2 基本研修は、教員として職務遂行上欠くことのできない基本的な知識、技術及び態度を習得させるために実施する研修をいう。

3 専門研修は、教員として必要な専門的な知識、技術及び態度を習得させるために実施する研修をいう。

(基本研修の区分等)

第4条 基本研修の区分等は、別表第1に掲げるとおりとする。

(基本研修の企画)

第5条 基本研修（基本研修1及び3を除く。）の研修課程及び実施計画は、栃木県総合教育センター所長（以下「センター所長」という。）が定める。

2 基本研修1に関する事項は「初任者研修実施要項」、「新規採用養護教諭研修実施要項」及び「新規採用幼稚園教諭研修実施要項」として教育長が定める。

3 基本研修3に関する事項は「教職10年目研修実施要項」「養護教諭10年目研修実施要項」及び「幼稚園教職10年経験者研修実施要項」として教育長が定める。

(基本研修の実施機関)

第6条 基本研修（基本研修1及び3を除く。）は、センター所長が担当実施する。

2 基本研修1は「初任者研修実施要項」、「新規採用養護教諭研修実施要項」及び「新規採用幼稚園教諭研修実施要項」が定める機関が担当実施する。

3 基本研修3は「教職10年目研修実施要項」、「養護教諭10年目研修実施要項」及び「幼稚園教職10年経験者研修実施要項」が定める機関が担当実施する。

(専門研修の区分等)

第7条 専門研修の区分等は、別表第2に掲げるとおりとする。

(専門研修の企画)

第8条 専門研修の研修課程及び実施計画は、センター所長が定める。

(専門研修の実施機関)

第9条 専門研修は、センター所長が担当実施する。但し、特に必要なものについては、栃木県教育委員会事務局の課長（以下「課長」という。）及び教育事務所長が担当実施することができる。

(受講者の決定)

第10条 基本研修の受講者は、センター所長が指定し、毎年度当初に、県立学校の長（以下「所属長」という。）又は市町村教育委員会教育長（以下「市町村教育長」という。）に通知するものとする。

2 専門研修1の受講者は、センター所長又は課長若しくは教育事務所長が指定し、毎年度当初に、所属長又は市町村教育長に通知するものとする。

3 専門研修2の受講者は、受講希望に基づき、所属長又は市町村教育長の推薦により、センター所長が指定し、所属長又は市町村教育長に通知するものとする。

4 専門研修3の受講者は、受講希望に基づき、センター所長が受講を認めるものとする。

5 所属長又は市町村教育長は、前三項の指定があった場合において、特別の理由により、当該教員を研修に参加させることが困難であると認めるときは、すみやかにセンター所長又は課長若しくは教育事務所長に指定の変更を求めなければならない。

6 センター所長又は課長若しくは教育事務所長は、前項の規定により、指定の変更を求められた場合において、その理由が特にやむを得ないと認めるときは指定の変更をすることができる。

(研修歴の整理、保管)

第11条 センター所長は、教員の研修歴を整理し、保管するものとする。

2 課長又は教育事務所長が専門研修を実施したときは、すみやかに研修の結果をセンター所長に報告するものとする。

(研修企画調整会議)

第12条 公立学校教員研修の体系化・効率化を推進するとともに、研修等の精選に資するため、研修企画調整会議を設置する。

2 研修企画調整会議の組織及び運営に関する事項は、教育長が別に定める。

(雑 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 栃木県立学校教員研修要綱（昭和52年2月24日制定）は廃止する。

附 則 （平成10・1・30）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 （平成15・3・20）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 （平成16・3・31）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 （平成19・3・14）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 研修の区分       | 研修の対象者                                     | 研修日数・時数   | 研修の内容   |
|-------------|--|---|---|
| 基本研修1       | 新任の教諭等                                     | ※1（初）<br>（校内）300時間以上<br>（校外）25日以上<br>（養）<br>（校内）15日<br>（校外）16日<br>（幼）<br>（園内）10日程度<br>（園外）10日程度 | 新規採用の年から、当該年数段階に即応して、教員として必要な基本的な知識、技術及び態度を習得させる。 |
| ※3<br>基本研修2 | 教員歴5年目に該当する教諭等                             | 4日  |   |
| 基本研修3       | 教員歴10年目に該当する教諭等<br>ただし、幼稚園は、教員歴10年を経過した教諭等 | ※2（10）<br>（校内）15日<br>（校外）15日<br>（養）<br>（校内）5日<br>（校外）10日<br>（幼）<br>（園内）10日<br>（園外）9日            |   |
| ※3<br>基本研修4 | 教員歴20年目に該当する教諭等                            | 4日  |   |

※1（初）は「初任者研修実施要項」、（養）は「新規採用養護教諭研修実施要項」、（幼）は「新規採用幼稚園教諭研修実施要項」が定める日数

※2（10）は「教職10年目研修実施要項」、（養）は「養護教諭10年目研修実施要項」（幼）は「幼稚園教職10年経験者研修実施要項」が定める日数

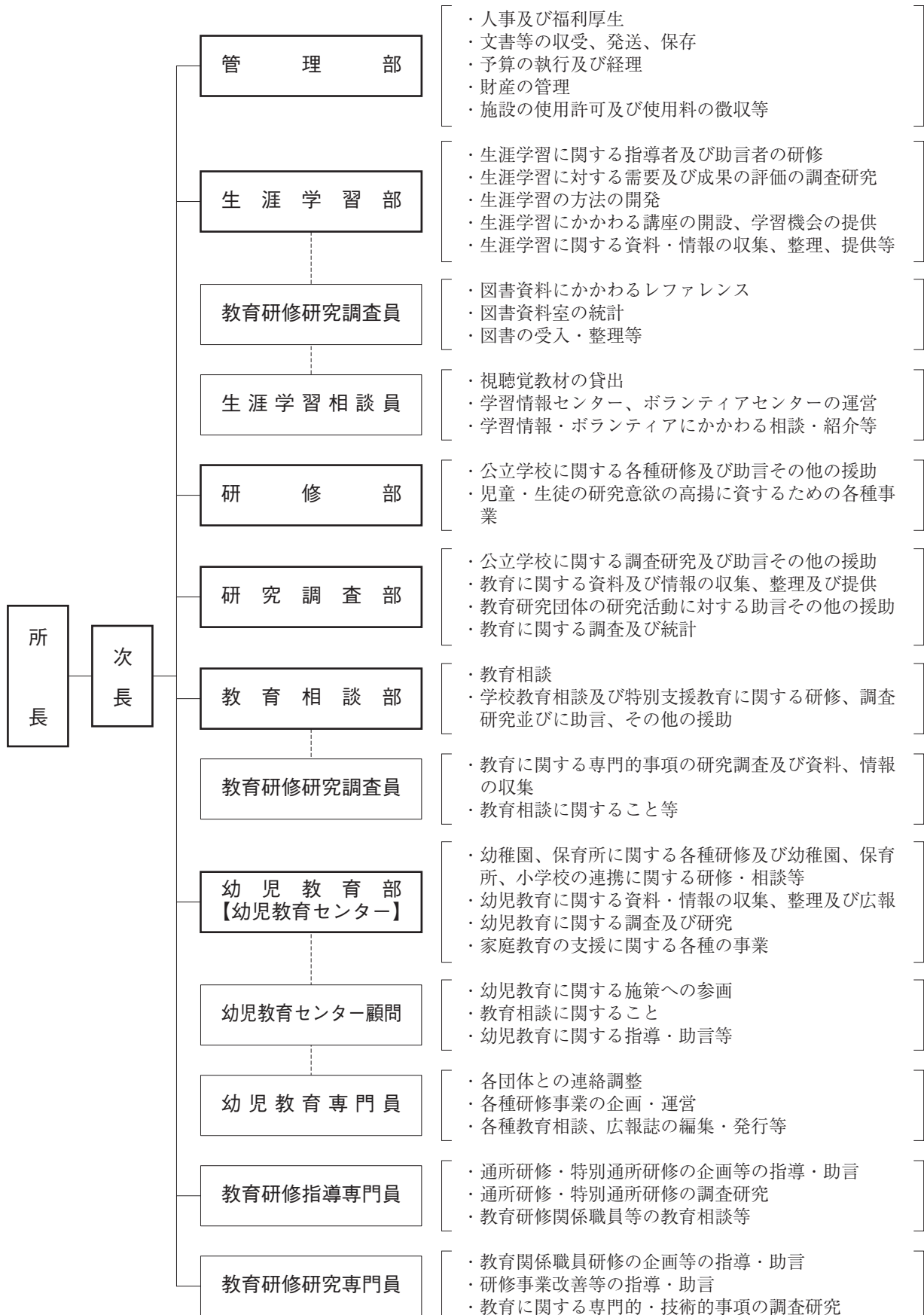
※3 基本研修2及び基本研修4は、幼稚園教諭等を除く

別表第2（第7条関係）

| 研修の区分 | 研修の対象者                                       | 研修の内容  |
|-------|--|--|
| 専門研修1 | ア 教諭等のうちから、センター所長又は課長若しくは教育事務所長が指定する者        | 教育課程の領域及び教育の諸分野についての専門的な知識、技術及び態度を習得させる。                   |
|       | イ 校長、園長、教頭等のうちからセンター所長又は課長若しくは教育事務所長が指定する者   | 法律等によって定められている職位にある者を対象に、その職責遂行のために必要な専門的な知識、技術及び態度を習得させる。 |
| 専門研修2 | 受講を希望し、所属長又は市町村教育長の推薦する教諭等のうちから、センター所長が指定する者 | 自主的に自己啓発を願う教員の研修意欲を充実させ、専門職としての識見と能力を伸長させる。                |
| 専門研修3 | 受講は任意とし、受講を希望する教諭等のうちから、センター所長が認める者          | 教員としての識見や能力の一層の向上を図るため、自主的な研修の機会を提供する。                     |

### 3 組織及び部の主要業務

平成19年4月1日



# 4 事 業

## (1) 研修事業

### ア 教育関係職員研修の充実

「栃木県公立学校教員研修要綱」に基づき、教員研修を推進するとともに、小・中学校事務職員、学校栄養職員の研修の充実を図る。

#### 基本研修

| 番号 | 研 修 講 座 名       | 対 象                                 | 期 日                     | 日数 | 対象人員 |
|----|-----------------|-------------------------------------|-------------------------|----|------|
| 1  | 初任者研修（小・中）      | 小・中学校新任教員                           | 4 / 4 ~ 1 / 29          | 25 | 195  |
| 2  | 初任者研修（高・特）      | 高校・特別支援学校新任教員                       | 4 / 4 ~ 1 / 24          | 25 | 89   |
| 3  | 新規採用養護教諭研修      | 新規採用養護教諭                            | 4 / 4 ~ 1 / 29          | 16 | 21   |
| 4  | 新規採用学校栄養職員研修    | 新規採用学校栄養職員                          | 4 / 4 ~ 12 / 3          | 11 | 1    |
| 5  | 新規採用事務職員研修（小・中） | 小・中学校新規採用事務職員                       | 4 / 4 ~ 1 / 29          | 9  | 7    |
| 6  | 教職5年目研修（小・中）    | 小・中学校の教職5年目に該当する教員                  | 5 / 25 ~ 12 / 7         | 4  | 161  |
| 7  | 教職5年目研修（高・特）    | 高校・特別支援学校の教職5年目に該当する教員              | 5 / 25 ~ 12 / 7         | 4  | 106  |
| 8  | 養護教諭5年目研修       | 5年目に該当する養護教諭                        | 隔年実施のため<br>H19は休止       |    |      |
| 9  | 事務職員5年目研修（小・中）  | 小・中学校の5年目に該当する事務職員                  | 隔年実施のため<br>H19は休止       |    |      |
| 10 | 学校栄養職員5年目研修     | 5年目に該当する学校栄養職員                      | 5 / 25 ~ 12 / 3         | 4  | 3    |
| 11 | 教職10年目研修（小・中）   | 小・中学校の教職10年目に該当する教員                 | 5 / 22 ~ 1 / 7          | 15 | 214  |
| 12 | 教職10年目研修（高・特）   | 高校・特別支援学校の教職10年目に該当する教員             | 5 / 18 ~ 1 / 7          | 15 | 100  |
| 13 | 養護教諭10年目研修      | 10年目に該当する養護教諭                       | 5 / 18 ~ 1 / 7          | 10 | 17   |
| 14 | 学校栄養職員10年目研修    | 10年目に該当する学校栄養職員                     | 隔年実施のため<br>H19は休止       |    |      |
| 15 | 事務職員10年目研修（小・中） | 小・中学校の10年目に該当する事務職員                 | 5 / 22 8 / 7<br>10 / 18 | 3  | 4    |
| 16 | 教職20年目研修（小・中）   | 小・中学校の教職20年目に該当する教員<br>（養護教諭含む）     | 5 / 28 ~ 11 / 16        | 4  | 430  |
| 17 | 教職20年目研修（高・特）   | 高校・特別支援学校の教職20年目に該当する教員<br>（養護教諭含む） | 6 / 5 ~ 11 / 22         | 4  | 130  |



## 専門研修 1 ア

| 番号 | 研修講座名                  | 対象                                  | 期 日                       | 日数       | 対象人員 |
|----|------------------------|-------------------------------------|---------------------------|----------|------|
| 1  | 新任免許外教科担任研修（中）         | 免許状を有しない教科を担当する教諭のうち、当該教科を初めて担任する者  | 5 / 7 ~ 8 / 7             | 3×2<br>組 | 60   |
| 2  | 産業教育基礎技術研修             | 高校農・工・商・家担当の教職3年目に該当する教員            | 6 / 28 9 / 27             | 2        | 12   |
| 3  | 理科・基礎実験研修（高）           | 高校理科担当の教職3年目及び4年目に該当する教員            | 隔年実施のため<br>H19は休止         |          |      |
| 4  | 情報モラル研修                | 小学校第5学年または第6学年を担当する教員               | 6 / 14 ~ 10 / 15          | 2×2<br>組 | 345  |
| 5  | 小学校英語活動推進者養成研修         | 小学校における英語活動推進の中心となって活動できることが期待される教員 | 8 / 6 ~ 8 / 10            | 4        | 80   |
| 6  | 英語教員研修                 | 中学校・高校・特別支援学校の英語教員                  | 7 / 6 ~ 11 / 9            | 8        | 180  |
| 7  | ネクストステージ研修             | 学校における教育活動推進の中心的立場にある教職員            | 6 / 11 ~ 12 / 6           | 6        | 48   |
| 8  | 新任特別支援教育コーディネーター研修     | 小・中学校の新任の特別支援教育コーディネーター             | 初日 6 / 4 ~<br>最終日 9 / 4   | 4        | 150  |
| 9  | 特別支援学級等新任教員研修          | 新任特別支援学級担当教員・新任通級指導教室担当教員           | 初日 6 / 8 ~<br>最終日 11 / 6  | 4        | 70   |
| 10 | 巡回相談員養成研修              | 今後、市町が実施する巡回相談に相談員として参加することが見込まれる教員 | 初日 6 / 5 ~<br>最終日 12 / 14 | 5        | 67   |
| 11 | 特別支援学校新任教員研修           | 特別支援学校に新しく着任した教員                    | 6 / 18 8 / 9              | 2        | 14   |
| 12 | 職業教育推進者研修              | 特別支援学校の進路指導主事、高等部において職業教育を推進している教員  | 8 / 1 1 / 31              | 2        | 27   |
| 13 | 早期教育相談推進者研修            | 特別支援学校の早期教育相談部門を推進する指導的な立場の教員       | 9 / 10 11 / 27<br>2 / 7   | 3        | 14   |
| 14 | 幼稚園・保育所・小学校教職員相互職場体験研修 | 小学校教諭等                              | 6 / 11 ~                  | 3        | 84   |

## 専門研修 1 イ

| 番号 | 研修講座名         | 対象             | 期 日                    | 日数       | 対象人員 |
|----|---------------|----------------|------------------------|----------|------|
| 1  | 校長研修（小・中）     | 小・中学校長         | A 6 / 22<br>B 6 / 25   | 1×2<br>組 | 576  |
| 2  | 校長研修（高・特）     | 高等学校長・特別支援学校長  | 6 / 22                 | 1        | 81   |
| 3  | 新任校長研修（小・中）   | 小・中学校新任校長      | 4 / 23 5 / 31          | 2        | 80   |
| 4  | 新任校長研修（高・特）   | 高校・特別支援学校新任校長  | 4 / 23 6 / 4           | 2        | 23   |
| 5  | 学校経営研修（小・中）   | 小・中学校2年目教頭     | 8 / 22 9 / 25          | 2        | 88   |
| 6  | 学校経営研修（高・特）   | 高校・特別支援学校2年目教頭 | 8 / 8 8 / 22<br>9 / 25 | 3        | 21   |
| 7  | 新任教頭研修（小・中）   | 小・中学校新任教頭      | 4 / 27 6 / 12          | 2        | 90   |
| 8  | 新任教頭研修（高・特）   | 高校・特別支援学校新任教頭  | 4 / 27 6 / 12          | 2        | 30   |
| 9  | 新任教務主任研修（小・中） | 小・中学校新任教務主任    | 6 / 8 8 / 9            | 2        | 80   |

| 番号 | 研修講座名           | 対象                | 期日                 | 日数 | 対象人員 |
|----|-----------------|-------------------|--------------------|----|------|
| 10 | 新任教務主任研修（高・特）   | 高校・特別支援学校新任教務主任   | 5/11 6/21<br>11/20 | 3  | 25   |
| 11 | 新任学年主任研修（高校）    | 高校新任学年主任          | 5/14 6/26          | 2  | 60   |
| 12 | 新任学習指導主任研修（小・中） | 小・中学校新任学習指導主任     | 6/28 10/30         | 2  | 230  |
| 13 | 新任学習指導主任研修（高・特） | 高校・特別支援学校新任学習指導主任 | 6/1 11/26          | 2  | 25   |
| 14 | 新任児童指導主任研修（小）   | 小学校新任児童指導主任       | 6/29               | 1  | 80   |
| 15 | 新任生徒指導主事研修（中）   | 中学校新任生徒指導主事       | 6/29               | 1  | 40   |
| 16 | 新任生徒指導主事研修（高・特） | 高校・特別支援学校新任生徒指導主事 | 5/21 6/29          | 2  | 20   |
| 17 | 新任進路指導主事研修（中）   | 中学校新任進路指導主事       | 6/15               | 1  | 50   |
| 18 | 新任進路指導主事研修（高・特） | 高校・特別支援学校新任進路指導主事 | 6/8 11/19          | 2  | 23   |
| 19 | 新任栄養教諭研修        | 新任栄養教諭            | 4/17～10/1          | 5  | 9    |
| 20 | 人権教育指導者専門研修     | 人権教育主任等           | 6/7～9/11           | 6  | 25   |
| 21 | 新任事務長研修（小・中）    | 小・中学校新任事務長        | 6/11 10/5          | 2  | 15   |
| 22 | 新任係長級学校栄養職員研修   | 新任主査に該当する学校栄養職員   | 7/6 9月             | 2  | 2    |

## 専門研修2

| 番号 | 研修講座名             | 対象                                     | 期日                     | 日数  | 対象人員 |
|----|-------------------|--|------------------------|-----|------|
| 1  | 学校図書館研修（小・中）      | 小・中学校の学校図書館にかかわる教員                     | 10/12                  | 1   | 70   |
| 2  | 学校図書館研修（高・特）      | 高校・特別支援学校の学校図書館にかかわる教職員                | 10/19                  | 1   | 40   |
| 3  | 小学校理科観察実験研修（初級）   | 小学校教員                                  | 7/23 7/26              | 1×2 | 60   |
| 4  | 小学校理科観察実験研修（中級）   | 小学校教員                                  | 8/8 8/10               | 1×2 | 60   |
| 5  | 産業教育専門研修（農・工・商・家） | 高校・特別支援学校の農・工・商・家担当教員                  | 8/6～10/23              | 各2  | 54   |
| 6  | 環境学習プログラム研修       | 幼・保・小・中・高・特の教職員                        | 6/28 7/27<br>7/30      | 3   | 30   |
| 7  | マルチメディア教材作成研修     | 小・中・高・特の教員                             | 6/11 6/21<br>10/2      | 3   | 36   |
| 8  | ネットワーク研修          | 校内のネットワーク担当者                           | (A組) 6/26<br>(B組) 6/29 | 1×2 | 72   |
| 9  | 学校ホームページ運営研修      | 小・中・高・特の学校教職員                          | 10/26 11/20            | 2   | 36   |
| 10 | 実習助手研修            | 高校・特別支援学校高等部の実習助手<br>(新規採用者以外は第2日より受講) | 4/4 7/3<br>10/30       | 3   | 40   |
| 11 | 学校教育相談基礎研修        | 高校・特別支援学校の教員                           | 6/15 8/1<br>8/2 9/14   | 4   | 40   |

| 番号 | 研修講座名                        | 対象   | 期日                              | 日数 | 対象人員 |
|----|------------------------------|--|---------------------------------|----|------|
| 12 | 学校教育相談実践研修Ⅰ（事例研究）            | 全校種の教員（教職5年目研修を受講した者）。学校教育相談初級研修または学校教育相談基礎研修を修了している者、あるいは同等の力を有する者                  | 6/29 9/25<br>10/23 12/10        | 4  | 60   |
| 13 | 学校教育相談実践研修Ⅱ（カウンセリング演習）       | 全校種の教員（教職5年目研修を受講した者）。学校教育相談初級研修または学校教育相談基礎研修を修了している者、あるいは同等の力を有する者                  | 6/18<br>8/6～8/8                 | 4  | 60   |
| 14 | 学校教育相談実践研修Ⅲ（授業と学級経営）         | 全校種の教員（教職5年目研修を受講した者）。学校教育相談初級研修または学校教育相談基礎研修を修了している者、あるいは同等の力を有する者                  | 6/19 9/27<br>11/15 12/3         | 4  | 60   |
| 15 | 学校教育相談課題研修（保護者との連携）          | 全校種の教員   | 10/1                            | 1  | 40   |
| 16 | 学校教育相談専門研修                   | 全校種の教員で学校教育相談基礎（初級）研修及び学校教育相談実践研修Ⅱを修了し、かつ学校教育相談実践研修Ⅰ、Ⅲのいずれかを修了している者、または学校教育相談中級研修修了者 | 6/21 7/2<br>9/18 10/26<br>11/29 | 5  | 40   |
| 17 | 配慮を要する子どもの教育支援研修             | 小・中学校の通常の学級担任  | 7/17 10/12<br>2/1               | 3  | 60   |
| 18 | LD・ADHD・高機能自閉症等のある子どもの教育支援研修 | 全校種の教員   | 7/5 7/27                        | 2  | 200  |
| 19 | WISC-Ⅲ実技研修（前期）               | WISC-Ⅲをはじめて実施する教員  | 6/11 7/3                        | 2  | 38   |
| 20 | WISC-Ⅲ実技研修（後期）               | WISC-Ⅲをはじめて実施する教員  | 10/5 10/15                      | 2  | 38   |
| 21 | K-ABC実技研修（前期）                | K-ABCをはじめて実施する教員   | 6/11 6/26                       | 2  | 22   |
| 22 | K-ABC実技研修（後期）                | K-ABCをはじめて実施する教員   | 10/5 10/15                      | 2  | 22   |
| 23 | 自閉症教育研修                      | 特別支援学校教員   | 6/26 11/2                       | 2  | 42   |
| 24 | 障害の重い子どもの教育支援研修              | 特別支援学校教職員  | 9/27 11/8                       | 2  | 28   |
| 25 | 障害のある子どものコミュニケーション支援研修       | 特別支援学校教職員  | 8/3 12/10                       | 2  | 28   |

### 専門研修3

| 番号 | 研修講座名        | 内容  |
|----|--------------|---|
| 1  | 土曜開放講座       | 基礎的な知識・技能や今日的な教育課題など、幅広い内容に対応した講座を土曜日に開催し、教職員の資質・能力の向上を図る。                      |
| 2  | 教職員サマーセミナー   | 今日的な教育課題の理解を深めたり、教職員として必要な教養を身に付けたりすることにより、資質の向上を図るため、宇都宮大学との連携により、夏季休業中に講座を開設。 |
| 3  | 理数系教員指導力向上研修 | 科学的な探究の方法や先端科学への理解を深め、理数系教員としての教科指導力の向上を図る。                                     |
| 4  | 教科自主研修（高・特）  | 総合教育センターの施設・設備等の機能を生かして、教科指導に関する自己の課題解決能力の向上を図る。                                |

## イ 生涯学習関係研修の充実

県民の学習活動の充実と活性化を図るため、生涯学習の推進にあたる関係職員及び地域活動、ボランティア活動にかかわる団体や個人の資質の向上を目指す。

### 生涯学習関係研修等

| 番号 | 研修講座名                  | 研修目的   | 研修内容   | 対象   | 日数 | 定員  |
|----|------------------------|--|--|--|----|-----|
| 1  | 女性教育指導者研修              | 男女共同参画社会の推進や女性を中心とした団体活動の指導者として必要な資質を養成する。                   | ・指導者としての資質の向上<br>・男女共同参画社会の推進<br>・グループ研究 等                     | 〔推薦〕<br>市町村において女性団体の指導的立場にある方、女性学級・家庭教育学級その他の学習グループにおける指導的立場の方 | 8  | 50  |
| 2  | 家庭教育オピニオンリーダー研修        | 地域社会の中で、家庭教育について地域の人々と共に考え、支援・援助できる資質を養成する。                  | ・家庭教育に求められるもの<br>・カウンセリングの基礎と実際<br>・家庭教育支援事業の企画 等              | 〔推薦〕<br>地域において家庭教育の振興に携わっている方・家庭教育振興に関する活動への意欲をもっている方          | 9  | 70  |
| 3  | 生涯学習ボランティアコーディネーターセミナー | 人間関係の在り方や関係機関との協働等を促進できるようなボランティアコーディネーターの資質を養成する。           | ・ボランティアコーディネーターの役割<br>・ボランティア講座・研修の立案<br>・事例発表 等               | ボランティア活動グループ・関心のある方、社会教育関係団体の指導者、社会教育関係職員、教職員等                 | 5  | 50  |
| 4  | 生涯学習ボランティア活動交流会        | 意見交換しながらボランティア活動の望ましい在り方と今後の活動の拡大に向けての方策を探る。                 | ・地域や学校等でボランティア活動している方の活動発表<br>・参加者同士のボランティア活動に関する意見交換 等        | ボランティア活動グループ・関心のある方、ボランティアセンター登録者、社会教育関係団体の指導者、社会教育関係職員、教員等    | 1  | 100 |
| 5  | 青少年地域リーダーセミナー          | 体験活動やイベントの企画・運営等とおして、地域活動のリーダーとしての実践力の向上を目指す。                | ・体験活動の重要性<br>・活動プログラムの企画・立案・実践<br>～学びの杜の夏休み～等                  | 青年団体・グループのリーダー、県内在住の青少年・大学生・高校生等                               | 5  | 50  |
| 6  | 情報モラル指導者研修             | 情報化時代において、情報の取り扱いに対し責任を持って対処できる地域住民を育成するための指導者を養成する。         | ・子どもを守る情報モラル教育の在り方<br>・インターネットの安全な利用法 等                        | 青少年健全育成団体関係者、PTA関係者、教職員、情報ボランティア等                              | 1  | 30  |
| 7  | 地域教育力活性化指導者研修          | 地域で子どもをはぐくむ活動を日常的・継続的に展開するため、指導者としてのスキルアップを図る。               | ・地域の教育力を活性化させるポイント<br>・スキルアップ演習<br>・地域の教育力を生かした実践事例から学ぶ 等      | 地域で子どもを育む活動指導者、社会教育関係職員、教職員等                                   | 2  | 80  |
| 8  | 生涯学習推進初任者研修            | 生涯学習・社会教育についての理解を深め、生涯学習を推進する担当職員としての資質を高める。                 | ・生涯学習推進のための現状と課題<br>・これからの生涯学習の役割と展望<br>・生涯学習関係事業展開へのステップアップ 等 | 県、市町村で新任及び生涯学習・社会教育担当職員で3年未満、生涯学習の推進に関心のある県民等                  | 2  | 100 |
| 9  | 生涯学習推進セミナー             | 生涯学習社会構築のため、理論と実践の両面から専門的研究を進め、生涯学習推進の最先端を担う者として知識・技能の向上を図る。 | ・地域づくりパワーアップ講座   | 県、市町村の社会教育関係職員、生涯学習の推進に関心のある県民、社会教育主事有資格者、教職員等                 | 1  | 30  |
|    |                        |  | ・地域との協働による学校づくり講座  |  | 3  | 50  |
| 10 | 人権教育指導者専門研修            | 人権教育を推進するため、指導者としての資質の向上と指導力の強化を目指す。                         | ・現地研修と研究協議<br>・人権に関するワークショップ<br>・共に生きる社会づくり 等                  | 県・市町村の人権教育担当職員、社会教育関係職員、教職員等                                   | 6  | 55  |

| 番号 | 研修講座名                   | 研修目的  | 研修内容   | 対象  | 日数 | 定員 |
|----|-------------------------|---|--|---|----|----|
| 11 | 社会教育主事・社会教育関係職員等実践フォーラム | 生涯学習社会の実現に向けての全県的な取組を積極的に推進するため、専門的指導者としての資質の向上を図る。 | ・新たな社会教育の創造<br>～地域再生と社会教育～                           | 社会教育主事及び有資格者、ふれあい学習課職員、市町村職員、青少年教育施設職員等       | 1  | 80 |
| 12 | ビデオ教材制作研修               | ビデオ教材制作に必要な専門的な知識と技術の習得を図る。                         | ・視聴覚教材制作と著作権<br>・ビデオ作品の企画のポイント<br>・ビデオ編集（ノンリニア方式）の実際 | 県・市町村等の社会教育関係職員、教職員、視聴覚ライブラリー職員、ビデオ制作に関心のある方等 | 3  | 20 |
| 13 | 16ミリ映写機技術指導者研修          | 視聴覚教材・機材の利用促進を図るため16ミリ映写技術者養成講習会の指導者を養成する。          | ・16ミリ講習会の企画・運営<br>・16ミリ映写機の構造・操作<br>・16ミリ映写機の操作実習    | 県・市町村等の社会教育関係職員、県教育委員会が特に認めた者                 | 1  | 20 |

### ウ 幼児教育関係研修の充実

幼稚園・保育所・小学校の教職員を対象とした合同研修や相互理解のための職場体験研修をはじめとして、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づく研修や今日的な課題に対応した研修を行い、幼児期における教育・保育の質の向上を目指す。

#### 幼児教育関係研修等

(一部再掲)

| 番号 | 研修講座名                  |           | 対象                     | 期日   | 日数    | 対象人員 |
|----|------------------------|-----------|------------------------|--|-------|------|
| 1  | 幼稚園・保育所・小学校教職員合同研修     | (1) 中央研修  | 幼・保・小の校長、園長その他         | 5/10   | 1     | 全園校  |
|    |                        | (2) 地区別研修 | 幼・保・小の担当者等             | 地域毎に開催 5/28.29<br>7/10                           | 1     | 全園校  |
| 2  | 幼稚園・保育所・小学校教職員相互職場体験研修 | 事前打合せ     | 幼・保・小の教職員              | 6/11   | 1     | 168  |
|    |                        | 職場体験研修    |                        | 相互で決定  | 2     | 168  |
| 3  | トップセミナー(園長等管理運営セミナー)   |           | 幼・保の管理者等               | 11/7   | 1     | 全園   |
| 4  | 保育研究協議会                |           | 保育経験5年程度の保育士及び幼稚園教諭    | 6/6<br>8/3.22                                    | 3     | 40   |
| 5  | 特別支援教育研修A(実技研修)        |           | 幼・保の教職員<br>10年経験者研修受講者 | 8/2  | 1     | 150  |
|    | 特別支援教育研修B(事例研究)        |           |                        | 10/23  | 1     | 40   |
| 6  | スキルアップセミナー             |           | 幼稚園・保育所の教職員            | 6/27 8/17<br>8/27 11/20                          | 4     | 60   |
| 7  | 保育を語る会                 |           | 幼稚園・保育所・小学校の教職員        | 4/21 5/26<br>11/17 1/19                          | 4     | 40   |
| 8  | 家庭教育支援セミナー             |           | 県民、幼・保・小教職員            | 11/27  | 1     | 40   |
| 9  | 新規採用幼稚園教諭研修            |           | 新規採用幼稚園教諭等             | 4/3 5/31又は6/26<br>7/26 8/8～8/10<br>12/26地区別研修会2日 | 9     | 250  |
| 10 | 幼稚園教職10年経験者研修          |           | 幼稚園教職11年目の教員           | 5/22 6/27 8/1.28<br>11/20 2/8 選択研修3日             | 9     | 30   |
| 11 | 教育職員免許法認定講習            |           | 幼稚園教員                  | 夏休み期間中   | 2日～4日 | 10   |
| 12 | 教職10年目研修(小・中)          |           | 教職10年目に該当する小中学校教員      | 8/6  | 1     | 160  |
| 13 | 教職20年目研修(小・中)          |           | 教職20年目に該当する小中学校教員(選択)  | 11/16  | 1     | 60   |



## (2) 学習機会提供

| 事業名                           | 内容  |
|-------------------------------|---|
| 1 とちぎ県民カレッジ                   | <p>県民の高まる学習意欲と広がる学習活動・深まる学習内容に対応し、多様な学習機会を総合的に提供する。</p> <p>事務局運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民カレッジ懇談会における意見聴取</li> <li>○県民カレッジ連携機関担当者研修会</li> <li>○講座開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>開講式・記念講演</li> <li>主催講座開催（委託：とちぎ生涯学習文化財団）</li> <li>連携講座募集・認定（市町村・生涯学習関係機関等）</li> <li>講座の広報</li> </ul> </li> <li>○学習活動・地域活動奨励           <ul style="list-style-type: none"> <li>学習歴累積希望受講者登録</li> <li>奨励対象者表彰</li> <li>地域活動奨励</li> </ul> </li> </ul> |
| 2 公開講座<br>「ライフアップセミナー」<br>の開催 | <p>生涯学習関係研修の講話の中から、県民の学習活動に直接関係する部分や基礎的な部分を「ライフアップセミナー」として広く県民に提供する。</p> <p>実施時期 平成19年5月～平成20年2月</p>  |
| 3 栃木県自作視聴覚教材コンクールの開催          | <p>視聴覚教育にかかわる自作教材の製作を奨励するため、栃木県自作視聴覚教材コンクールを開催する。</p> <p>応募〆切 平成20年1月 審査2月 表彰3月</p>   |

## (3) 学習相談・情報提供

### ア 学習情報センター

| 事業名         | 目的                                 | 概要  |
|-------------|------------------------------------|---|
| 1 学習相談体制の充実 | 学習情報センターにおける学習相談を充実し、県民の学習活動を支援する。 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 面談・電話等による相談 10：00～17：00</li> <li>2 栃木県学習情報提供システム（とちぎレインボーネット）を利用 24時間受付</li> </ol>           |
| 2 情報源の充実    | 学習相談に対応するための各種の情報源の整備充実を図る。        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 栃木県学習情報提供システム（とちぎレインボーネット）の活用</li> <li>2 市町村広報誌及び各種情報誌等の活用</li> <li>3 関係機関との連携の充実</li> </ol> |

### イ 生涯学習ボランティアセンター（体験活動ボランティア活動支援センター）

| 事業名               | 目的   | 概要  |
|-------------------|--|---|
| 生涯学習ボランティアセンターの運営 | 県民の生涯学習ボランティア活動及び青少年の体験活動ボランティア活動を促進・支援する。 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティアに関する情報収集・提供・相談・紹介・広報などによる支援・援助</li> <li>2 活動の希望者・団体の登録</li> <li>3 ボランティア受け入れに関する支援</li> <li>4 ボランティア団体・グループ間の交流</li> <li>5 関係機関・団体との連携</li> <li>6 一日相談窓口の開設</li> </ol> |

### ウ 図書資料室

| 事業名      | 目的                                 | 概要   |
|----------|------------------------------------|--|
| 図書資料室の運営 | 教育・生涯学習に関する図書資料の整備充実を図り、学習活動を支援する。 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育・生涯学習に関する図書資料、教育資料、教材キット、教育雑誌等の整備充実</li> <li>2 レファレンス・貸し出し</li> </ol> |

## エ カリキュラムセンター

| 事業名           | 目的                                      | 概要  |
|---------------|---|---|
| カリキュラムセンターの運営 | 各教育機関の教育活動を支援するためにカリキュラムに関する相談や情報提供を行う。 | 1 カリキュラムに関する相談<br>2 カリキュラムに関する情報の収集・整理<br>3 カリキュラムに関する情報の提供<br>4 カリキュラムに関する調査研究及び開発 |

### (4) 調査研究事業

#### ア 趣旨

学校教育関係及び生涯学習関係各方面の要請や実情に基づき、学校教育の内容及方法等及び生涯学習の在り方や支援の方法等の改善充実を図るため、各種の調査研究を実施する。

#### イ 基本方針

- (ア) 教育行政上の基礎資料となる調査及び調査研究を行う。
- (イ) 当面する教育課題を的確にとらえて、指導に役立つ調査研究を行う。
- (ウ) 生涯学習推進の基礎資料となる調査研究を行う。
- (エ) 幼児教育や家庭教育に係る今日的な課題について調査研究を行う。
- (オ) 他の教育機関における調査研究活動との連携を図る。

#### ウ 事業内容

| No | 調査研究事業名                            | 事業概要   | 備考          |
|----|------------------------------------|--|-------------|
| 1  | 集団における望ましい人間関係づくりに関する調査研究 (小・中・高)  | 学級集団と学年をこえた集団の双方の活動に着目して、人間関係に関する意識や行動の特徴、さらに教師、保護者の関わりなどについて把握するためにアンケート調査を行う。また、調査結果をもとにして、望ましい人間関係を構築するための教師の指導や保護者の援助の在り方について提言等を行う。 | 研究調査部<br>継続 |
| 2  | 栃木の子どもの学力向上を図る学習指導に関する調査研究 (小・中)   | 小学校4教科(国語、社会、算数、理科)を対象に、学習状況調査(プレ調査)を実施し、作問、実施、データ処理等について検証し、調査の基本設計を完成させ、小学校及び中学校を対象に行う学習状況調査の本格実施に向けて準備する。                             | 研究調査部<br>新規 |
| 3  | 確かな学力を育てるための校内研修の在り方に関する調査研究 (小・中) | 今までの学力に関する調査結果や開発してきた授業改善プラン等の一層の活用を図るなどして、確かな学力を育てるための校内研修の在り方について調査研究し、学校の役に立つ資料を作成する。   | 研究調査部<br>新規 |
| 4  | 高等学校における授業評価に関する調査研究 (高)           | 生徒の視点を生かした授業の改善の在り方について調査研究し、授業評価のモデルプランや活用上の留意点、研究授業や授業研究会の在り方などについて検討し、教職員の資質の向上に役立つ参考資料を作成する。   | 研究調査部<br>継続 |
| 5  | 授業力向上のための教材開発に関する調査研究 (小・中・高)      | 指導法の工夫や新しい教材の開発について研究し、指導実践例を作成し、Webに発信する。平成19年度は、中学校4教科(音楽、美術、保健体育、英語)を対象とする。   | 研究調査部<br>継続 |
| 6  | 高等学校における教科指導の充実に関する調査研究 (高)        | 各教科・科目の課題を考慮したテーマで研究し、基礎・基本の確実な定着を図るための授業改善を目指す参考資料を作成する。平成19年度は、国語科、地歴科、数学科、理科の4教科を対象とする。   | 研究調査部<br>継続 |

| No | 調査研究事業名                                     | 事業概要   | 備考          |
|----|---|--|-------------|
| 7  | eラーニングを活用した学習教材の開発に関する調査研究(小・中)             | 教員が算数・数学指導で指導が難しい題材や児童が理解しにくい題材のeラーニング教材を作成し、校内LANを活用し、教員が授業で活用したり、児童が学校や家庭で自学自習できる教材として提供することにより、児童の学力の向上を図る。また、eラーニング教材の作成を通して教員自身の指導力の向上につなげるとともに、その普及を図る。  | 研究調査部<br>継続 |
| 8  | 開かれた学校づくりを推進するための学校ホームページの活用に関する調査研究(小・中・高) | 学校ホームページの実態をアンケート調査で把握するとともに、CMSを活用して児童・生徒のプライバシーを守りながら、保護者や地域社会などに「開かれた学校」に相応しい学校ホームページのモデルを作成しその効果を検証する。   | 研究調査部<br>新規 |
| 9  | 学校力の継承・共有化に関する調査研究(小・中)                     | 本県教職員の「団塊の世代」に蓄積された知恵を後世に残し、本県の学校教育の充実に役立てるため、「団塊の世代」の先輩教師に、後輩教職員に是非伝えておきたいことについての文章執筆を依頼し、長年の教職体験をふまえた上での経験知の粋を小冊子にまとめ、その活用を図る。   | 研究調査部<br>新規 |
| 10 | 教育に関する各種統計調査                                | 本県及び国の教育に係る各種統計調査(県単6、文部科学省2、計8)を実施し、教育行政、教育施策の検討及び指導のための基礎資料を作成・配布する。<br>○県単調査<br>①中学校卒業生の進路状況調査<br>②県立高等学校卒業生の進路状況調査<br>③全日制高等学校生徒の他県との交流調査<br>④公立学校教員構成調査<br>⑤新年度児童・生徒数、学級数見込み調査<br>⑥中学校3年生の進路希望調査<br>○文部科学省調査<br>⑦地方教育費調査<br>⑧学校教員統計調査 | 研究調査部<br>継続 |
| 11 | 特色ある公民館事業に関する調査研究                           | 特色ある生涯学習を推進している公民館事業の事例を収集・研究し、公民館が地域と連携し、積極的に事業を展開するための方策について提言する。  | 生涯学習部<br>新規 |
| 12 | 中学校における発達障害のある生徒の指導の在り方に関する調査研究             | 中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある生徒への支援を目的として、校内支援体制の在り方とその指導についての研究を行う。   | 教育相談部<br>継続 |
| 13 | 子どもの「学び」が生まれる授業、保育に関する調査研究                  | 平成18年度の充実事業の授業(保育)ビデオ・協議記録などから子どもの「学び」を掘り起こし、授業(保育)改善プランを作成し、その成果を普及する。  | 幼児教育部<br>新規 |

## (5) 教育相談事業

### ア 趣 旨

幼児児童生徒の健全な育成に資するため、障害や教育上の問題などの悩みをもつ幼児児童生徒及び保護者等に対して、適切な援助を行う。

### イ 事業内容

| 事業名                          | 内 容  | 対象・方法等                         | 備 考               |
|------------------------------|--|--------------------------------|-------------------|
| 教育相談                         | 教育上の問題や悩みについて相談に応じ、問題解決への援助を行う。                                | 幼児児童生徒、保護者及び指導者                | 原則として来所による相談      |
| 発達障害児巡回教育相談                  | 市町教育委員会が行う巡回相談の対象校を訪問し、発達障害児に対する個別の指導計画に基づく指導について、必要な相談・助言を行う。 | 市町教育委員会の指定する小・中学校の教職員          | 特別支援教育室と連携して実施する。 |
| 啓発資料「学級・ホームルーム担任のための教育相談」の発行 | 学級経営や教育相談を行う上で課題となっているテーマについて、対応の参考となる啓発資料を作成する。               | 県内の全小・中・高・特別支援学校及び教育委員会等に配布する。 |                   |

## (6) 幼児教育充実推進事業【幼児教育センター事業】

### ア 趣 旨

幼児教育行政の中核的な施設として、幼稚園・保育所・小学校間の連携と相互理解を図りながら、豊かな人間性や「生きる力」の基礎を培うとともに、幼児期から学童期への円滑な成長と幼児期にふさわしい教育環境を目指し、各種の事業を展開する。

### イ 基本方針

#### (ア) 幼稚園・保育所・小学校連携の推進

幼稚園・保育所・小学校連携推進会議を核として各教育事務所との連携を図りながら、連携の目的である一貫性を持つ教育・保育を目指し、授業・保育の充実を図る。

#### (イ) 教育・保育の質の向上（研修・相談）

幼稚園・保育所・小学校の教職員を対象とした合同研修や相互理解のための職場体験研修をはじめとして、幼稚園教育要領並びに保育所保育指針に基づく研修や今日的な課題に対応する研修及び教職員に対する教育相談を実施し、幼児期における教育・保育の質の向上を目指す。また、教職員同士の交流の場を設定する。

#### (ウ) 情報の提供

幼児教育に関する教材ビデオや専門書を整備し、研修等各方面での活用を図るとともに、幼児教育に関する各種情報や県における事業展開等をホームページにおいて提供していく。

#### (エ) 調査研究

幼児教育や家庭教育、幼稚園・保育所・小学校の連携等に係る今日的な課題について調査研究を行い、その成果を広く提供・発信し課題解決の一助とする。

#### (オ) 家庭教育への支援

幼児教育及び家庭教育に関する適切な情報を、幼児教育センターからの広報誌等により幼稚園・保育所の教員等を介して各家庭に提供し、家庭教育の充実を図るとともに保護者への啓発や子育て支援を行う。





## (7) 資料・情報の収集提供事業

### ア 資料・情報センターとしての機能の拡大

教育関係職員の教育活動及び研修や生涯学習に関する学習活動・学習相談及び研修を進める上に必要な資料・情報を提供するため、機能の拡大に努める。

### イ 事業内容

| 事業名        | 内 容  | 対象・方法等   | 備 考 |
|------------|--|--|-----|
| 資料情報の収集・提供 | 1 教育関係図書及び教科書等、生涯学習関係資料の収集・整理・保管・提供<br>2 学校・教育研究所・教育研究団体・生涯学習関係団体等の各種研究成果の収集・整理・保管・提供<br>3 栃木県情報提供システム（とちぎレインボーネット）の活用<br>4 学習相談<br>5 視聴覚教材・教具の貸出<br>6 ボランティア情報の収集・提供<br>7 カリキュラムに関する情報の収集・整理・提供等<br>8 とちぎ学びの社（センターホームページ） | 県内小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校・生涯学習関係団体・生涯学習活動者・県内外関係機関並びに一般県民 |     |
| 広報活動       | 総合教育センター広報紙、研究成果等の発行<br>1 要覧<br>2 所報<br>3 視聴覚教材広報リーフレット<br>4 特別支援教育啓発パンフレット<br>5 教育相談リーフレット<br>6 総合教育センター施設案内<br>7 とちぎ県民カレッジ関係広報資料<br>8 生涯学習ボランティアセンター関係広報資料<br>9 とちぎ学びの社（センターホームページ）                                      | 同 上  |     |

## (8) 研究・学習活動援助事業

### ア 教育研究団体、生涯学習関係団体への援助協力

教育研究団体が当面している教育に関する諸問題の研究や生涯学習関係団体の学習活動について、その推進が図られるよう援助協力する。

### イ 事業内容

| 事業名        | 内 容   | 対象・方法等   | 備 考                                  |             |
|------------|---|--|--------------------------------------|-------------|
| 研究・学習活動援助  | 教育研究団体の自主的、組織的研究活動の推進、生涯学習関係団体の学習活動の推進、施設利用等に対して援助協力する。 | 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教育研究会・生涯学習関係団体              |                                      |             |
| 視聴覚教材開発等援助 | 視聴覚教材・教具等の貸出  | 16mmフィルム・ビデオテープ・プロジェクター・デジタルビデオカメラ・映写機等の貸出を行う。 | 学校・団体・関係機関<br>一般県民                   | 窓口：学習情報センター |
|            | 視聴覚機器の活用  | ビデオ編集システム・録画システムの活用を図り、自作教材の作成を支援する。           | 学校・団体・関係機関<br>一般県民<br>視聴覚教育メディア研修と連携 |             |
|            | 視聴覚教育に関する相談   | 視聴覚教材・教具等の利用に当たっての各種相談を行う。                     | 学校・団体・関係機関<br>一般県民                   | 窓口：学習情報センター |

| 事業名                                  |                  | 内容  | 対象・方法等  | 備考 |
|--------------------------------------|------------------|---|---|----|
| 市<br>町<br>村<br>・<br>団<br>体<br>支<br>援 | 市町村支援            | 市町村におけるまちづくりや社会教育事業・プログラム企画等の支援。  | 市町村生涯学習推進セミナーと連携  |    |
|                                      | 団体活動支援           | 社会教育関係団体をはじめとする各種の団体の事業企画等の支援。  | 団体  |    |
|                                      |                  | 栃木県視聴覚教育連盟事務局の運営<br>各視聴覚ライブラリーとの連絡調整・視聴覚教育の促進   | 県視連<br>ビデオ教材製作<br>栃木県自作視聴覚教材コンクール<br>「とちぎ教育の日」協賛イベント          |    |
|                                      |                  | センターボランティアの支援   | 生涯学習部所管研修修了者有志等<br>センターボランティアの自主活動<br>・生涯学習関係事業等の支援活動<br>・学習会 |    |
|                                      | 栃木県メディアボランティアの支援 | メディアボランティア活動希望者・生涯学習部所管研修修了者有志等<br>栃木県メディアボランティアの自主活動<br>・毎週土曜日開催「パソコン無料相談」<br>・メディア関係研修の支援活動 |   |    |

## (9) 教育充実振興事業

### ア 教育研究活動及び生涯学習の振興

教職員の資質の向上、児童生徒の研究意欲の高揚及び生涯学習の振興に資するため、各種の事業を実施する。

### イ 事業内容

#### (ア) 講座

| 事業名        | 内容   | 対象・方法等                         | 備考      |
|------------|--|--------------------------------|---------|
| ライフアップセミナー | 生涯学習関係研修の講話の中から県民の学習活動に直接関係する部分や基礎的な部分を「ライフアップセミナー」として広く県民に提供する。 | 一般県民                           |         |
| 教育相談特別講座   | 学校及び家庭が直面している現在の子どもの問題について、その背景にある子どもと家族とのつながりについて理解を深める。        | 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教職員及び教育関係者 | 8/10(金) |

(イ) 展覧会・発表会・コンクール等

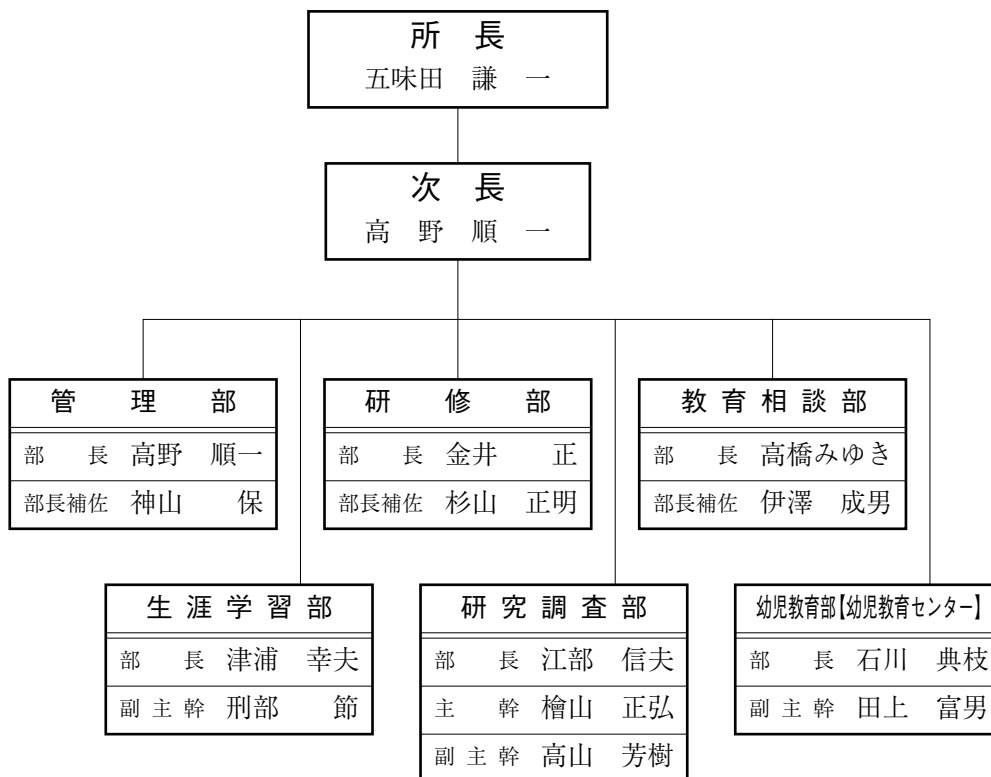
| 事業名                                 | 内 容   | 対象・方法等                                       | 備 考 |
|-------------------------------------|---|--|-----|
| 第51回日本学生科学賞<br>栃木県展覧会               | 中学生・高校生の科学的探究心の高揚を図るため、理科研究作品の展覧会を開催する。   | 中学校及び高等学校の生徒                                 |     |
| 第57回栃木県児童生徒<br>発明工夫展覧会              | 児童生徒の発明工夫する思想を育成し、科学・技術の振興を図るため、児童生徒の発明工夫作品を展示し、審査する。                                   | 小学校・中学校及び高等学校の児童生徒                           |     |
| 第61回栃木県理科研究<br>展覧会並びに発表会            | 児童生徒の科学する心を育成し、本県理科教育の振興を図るため、児童生徒の理科研究作品の展覧会を発表会を開催する。                                 | 小学校・中学校及び高等学校の児童生徒                           |     |
| 第57回全国小中学校作文<br>コンクール栃木県地方<br>コンクール | 小学生・中学生の文章を書く力の一層の向上を図るとともに、国語に対する関心を深め尊重する態度を育てるために作文コンクールを実施する。                       | 小学校及び中学校の児童生徒                                |     |
| 高円宮杯第59回全日本<br>中学校英語弁論大会栃<br>木県大会   | 国際性豊かな青少年を育てるために、国際語である英語を熟達させるとともに、広くその普及を図り、日本文化の発展並びに国際親善に寄与することを目的として、英語による弁論大会を行う。 | 中学校の生徒                                       |     |
| 第20回栃木県自作視聴<br>覚教材コンクール             | 視聴覚教育の振興を図るため、社会教育・学校教育用教材として自ら制作した作品（ビデオテープ・DVD）を募集し、優れた作品に対し表彰を行う。                    | 映像作品の制作を職業としない個人及びグループ等                      |     |
| 平成19年度栃木県教育<br>研究発表大会               | 県内各教育機関における幼児教育・学校教育及び生涯学習に関する実践研究の成果を広く公開し、その理解と普及を図り、本県教育の充実、向上と生涯学習の振興に資する。          | 幼稚園・保育所教職員<br>小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員<br>一般県民 |     |
| 平成19年度総合教育セ<br>ンター開放事業「学び<br>杜の夏休み」 | 子どもの体験活動を支援するとともに保護者をはじめ大人の教育力を高めるために、総合教育センターの施設開放による自主的体験活動の実施及び支援をする。                | 幼児～高校生を中心とする子ども・保護者等                         |     |

# 5 職員等一覧

平成19年4月1日

| 部       | 職名        | 氏名     | 部         | 職名     | 氏名     |
|---------|-----------|--------|-----------|--------|--------|
| 管理部     | 所長        | 五味田 謙一 | 研究部       | 部長     | 江部 信夫  |
|         | 次長兼部長     | 高野 順一  |           | 主幹     | 檜山 正弘  |
|         | 部長補佐(総括)  | 神山 保   |           | 副主幹    | 高山 芳樹  |
|         | 係長        | 高橋 久男  |           | 〃      | 小森 祥一  |
|         | 主査        | 伊藤 享子  |           | 〃      | 矢口 真一  |
|         | 〃         | 川瀬 千恵子 |           | 〃      | 吉澤 正光  |
|         | 主任        | 村井 みちよ |           | 指導主事   | 日下田 静夫 |
|         | 〃         | 杉原 篤   |           | 〃      | 中山 観   |
|         | 技査        | 腰塚 政美  |           | 〃      | 糸川 浩子  |
|         | 臨時補助員     | 大貫 芳子  |           | 〃      | 小川 浩昭  |
| 生涯学習部   | 部長        | 津浦 幸夫  | 調査部       | 〃      | 吉川 孝昭  |
|         | 副主幹       | 刑部 節隆  |           | 〃      | 小川 順子  |
|         | 〃         | 船山 光隆  |           | 〃      | 宮井 由美  |
|         | 〃         | 林 博子   |           | 〃      | 齊藤 正幸  |
|         | 〃         | 鈴木 恵治  |           | 〃      | 高野 寿映  |
|         | 社会教育主事    | 近藤 正   |           | 〃      | 永嶋 弘典  |
|         | 〃         | 水沼 誠   |           | 主任     | 柿沼 靖明  |
|         | 〃         | 丹治 良行  |           | 〃      | 崎谷 真弓  |
|         | 教育研修研究調査員 | 撰津 紀子  |           | 臨時補助員  | 鈴木 喜美子 |
|         | 〃         | 神長 雅子  |           | 教育部    | 部長     |
| 生涯学習相談員 | 田中正 夫     | 部長補佐   | 伊澤 成男     |        |        |
| 〃       | 犬塚 恒士     | 副主幹    | 赤上 純子     |        |        |
| 研修部     | 部長        | 金井 正   | 〃         |        | 潮田 裕子  |
|         | 部長補佐      | 杉山 正明  | 〃         |        | 中田 誠   |
|         | 〃         | 佐野 宏夫  | 指導主事      |        | 小山 宏之  |
|         | 副主幹       | 松本 良雄  | 〃         |        | 庄司 秀樹  |
|         | 〃         | 阿部 悦子  | 〃         |        | 谷口 照子  |
|         | 〃         | 小泉 浩   | 〃         |        | 梅澤 圭子  |
|         | 〃         | 阿久津 浩  | 〃         |        | 手塚 幸子  |
|         | 〃         | 阿久津 浩  | 教育研修研究調査員 | 原 敏子   |        |
|         | 〃         | 森田 浩子  | 部長        | 石川 典枝  |        |
|         | 指導主事      | 手塚 貴志  | 副主幹       | 田上 富男  |        |
| 幼児教育部   | 〃         | 植木 淳   | 〃         | 永井 弘美  |        |
|         | 〃         | 名塚 久貴  | 指導主事      | 鈴木 智恵  |        |
|         | 〃         | 鹿嶋 実   | 〃         | 高木 恵美  |        |
|         | 〃         | 山野井 義和 | 顧問        | 青木 正子  |        |
|         | 〃         | 阿久津 如子 | 幼児教育専門員   | 鈴木 喜佐子 |        |
|         | 〃         | 若林 直行  | 〃         | 瀧田 守   |        |
|         | 〃         | 宇津木 禎  | 教育研修指導専門員 | 柿崎 龍夫  |        |
|         | 〃         | 堀江 賢   | 〃         | 小林 幸正  |        |
|         | 〃         |        | 〃         | 深澤 伸久  |        |
|         | 〃         |        | 教育研修研究専門員 | 真島 仁   |        |
|         |           | 〃      | 黒子 昌幸     |        |        |
|         |           | 〃      | 室井 章      |        |        |
|         |           | 〃      | 大塚 隆昭     |        |        |
|         |           | 〃      | 大新 沼隆三    |        |        |

## 6 事 務 分 掌



| 管 理 部         |
|---------------|
| 公印の保管         |
| 文書管理          |
| 所内の連絡調整       |
| 服 務           |
| 財産・物品の管理      |
| 収入・調定         |
| 施設の使用許可       |
| 行政事務嘱託員・臨時補助員 |
| 予算・決算         |
| 支出・経理         |
| 委託業務          |
| 施設設備の維持管理     |
| 使用料及び賃借料等の支出  |
| 文書等の収受・発送及び保管 |
| 給与及び福利厚生      |
| 公用車の管理        |



| 生涯学習部   | 研 修 部   |
|---|---|
| <p><b>研 修</b></p> <p>女性教育指導者研修<br/>           家庭教育オピニオンリーダー研修<br/>           生涯学習ボランティアコーディネートセミナー<br/>           生涯学習ボランティア活動交流会<br/>           青少年地域リーダーセミナー<br/>           情報モラル指導者研修<br/>           地域教育力活性化指導者研修<br/>           生涯学習推進初任者研修<br/>           生涯学習推進セミナー<br/>               地域づくりパワーアップ講座<br/>               地域との協働による学校づくり講座<br/>           人権教育指導者専門研修<br/>           社会教育主事・社会教育関係職員等実践フォーラム<br/>           ビデオ教材制作研修<br/>           16<sup>3</sup>映写機技術指導者研修</p> <p><b>調査研究</b></p> <p>特色ある公民館事業に関する調査研究</p> <p><b>学習機会の提供</b></p> <p>とちぎ県民カレッジ<br/>           ライフアップセミナー<br/>           「県民の日」関連事業</p> <p><b>図書資料室</b></p> <p>図書・教育資料の収集、提供、<br/>           レファレンス<br/>           統計</p> <p><b>学習情報センター</b></p> <p>学習情報センターの運営<br/>           学習情報提供システム<br/>           情報収集・提供、相談・照会<br/>           統 計</p> <p><b>生涯学習ボランティアセンター</b></p> <p>ボランティアセンターの運営<br/>           情報収集・提供、相談・照会<br/>           統 計<br/>           ボランティアセンター一日出張相談</p> <p><b>視聴覚センター</b></p> <p>視聴覚センターの管理・運営<br/>           広報用リーフレットの作成<br/>           自作視聴覚教材コンクール<br/>           視聴覚教育連盟事務局の運営<br/>           事務局の運営・研修講座等</p> <p><b>支 援</b></p> <p>市町村・団体等の支援<br/>           センターボランティアの支援<br/>           メディアボランティアの支援</p> | <p><b>研 修</b></p> <p>基本研修<br/>           初任者（小・中）<br/>           初任者（高・特）<br/>           新規採用養護教諭<br/>           新規採用学校栄養職員<br/>           新規採用事務職員（小・中）<br/>           教職5年目（小・中）<br/>           教職5年目（高・特）<br/>           学校栄養職員5年目<br/>           教職10年目（小・中）<br/>           教職10年目（高・特）<br/>           養護教諭10年目<br/>           事務職員10年目（小・中）<br/>           教職20年目（小・中）<br/>           教職20年目（高・特）</p> <p>専門研修1ア<br/>           新任免許外教科担任（中）<br/>           産業教育基礎技術（農、工、商、家）<br/>           情報モラル（小）<br/>           小学校英語活動推進者養成<br/>           英語教員<br/>           ネクストステージ</p> <p>専門研修1イ<br/>           校長（小・中）<br/>           新任校長（小・中）<br/>           学校経営（小・中）<br/>           新任教頭（小・中）<br/>           校長（高・特）<br/>           新任校長（高・特）<br/>           学校経営（高・特）<br/>           新任教頭（高・特）<br/>           新任教務主任（小・中）<br/>           新任学習指導主任（小・中）<br/>           新任児童指導主任（小）<br/>           新任生徒指導主事（中）<br/>           新任進路指導主事（中）<br/>           新任教務主任（高・特）<br/>           新任学年主任（高）<br/>           新任学習指導主任（高・特）<br/>           新任生徒指導主事（高・特）<br/>           新任進路指導主事（高・特）<br/>           人権教育指導者専門<br/>           新任事務長（小・中）<br/>           新任係長級学校栄養職員<br/>           新任栄養教諭</p> <p>専門研修2<br/>           学校図書館（小・中）<br/>           学校図書館（高・特）<br/>           小学校理科観察実験（初級）<br/>           小学校理科観察実験（中級）<br/>           環境学習プログラム<br/>           産業教育専門（農、工、商、家）<br/>           マルチメディア教材作成<br/>           ネットワーク<br/>           学校ホームページ運営<br/>           実習助手</p> <p>専門研修3<br/>           土曜開放講座<br/>           教職員サマーセミナー<br/>           理数系教員指導力向上研修<br/>           教科自主研修（高・特）</p> <p>通所研修・特別通所研修</p> <p><b>教育充実振興</b></p> <p>理科研究展覧会並びに発表会<br/>           作文コンクール</p> |

| 研 究 調 査 部   | 教 育 相 談 部   |
|---|---|
| <p><b>調査研究</b></p> <p>集団における望ましい人間関係づくりに関する調査研究<br/>         栃木の子どもへの学力向上を図る学習指導に関する調査研究<br/>         確かな学力を育てるための校内研修の在り方に関する調査研究<br/>         高等学校における授業評価に関する調査研究<br/>         授業力向上のための教材開発に関する調査研究<br/>         高等学校における教科指導の充実に関する調査研究<br/>         eラーニングを活用した学習教材の開発に関する調査研究<br/>         開かれた学校づくりを推進するための学校ホームページの活用に関する調査研究<br/>         学校力の継承・共有化に関する調査研究<br/>         教育に関する各種統計調査</p> <p><b>学校支援等</b></p> <p>カリキュラムセンター</p> <p><b>研修</b></p> <p>長期研修<br/>         理科<br/>         教育近代化</p> <p><b>教育充実振興</b></p> <p>児童生徒発明工夫展覧会<br/>         日本学生科学賞栃木県展覧会<br/>         高円宮杯英語弁論大会<br/>         栃木県教育研究発表大会<br/>         栃木県教育研究所連絡協議会<br/>         関東地区教育研究所連盟<br/>         都道府県指定都市教育センター所長協議会<br/>         国立教育政策研究所<br/>         全国教育研究所連盟</p> | <p><b>研 修</b></p> <p>専門研修 1ア<br/>         新任特別支援教育コーディネーター<br/>         特別支援学級等新任教員<br/>         巡回相談員養成<br/>         特別支援学校新任教員<br/>         職業教育推進者<br/>         早期教育相談推進者</p> <p>専門研修 2<br/>         学校教育相談基礎<br/>         学校教育相談実践Ⅰ<br/>         学校教育相談実践Ⅱ<br/>         学校教育相談実践Ⅲ<br/>         学校教育相談課題（保護者との連携）<br/>         学校教育相談専門<br/>         配慮を要する子どもの教育支援<br/>         LD・ADHD・高機能自閉症等のある子どもの教育支援<br/>         WISC-Ⅲ実技（前期）<br/>         WISC-Ⅲ実技（後期）<br/>         K-ABC実技（前期）<br/>         K-ABC実技（後期）<br/>         自閉症教育<br/>         障害の重い子どもの教育支援<br/>         障害のある子どものコミュニケーション支援</p> <p>長期研修<br/>         特別支援教育<br/>         児童・生徒指導</p> <p><b>調査研究</b></p> <p>中学校における発達障害のある生徒の指導の在り方に関する調査研究</p> <p><b>教育相談</b></p> <p>教育相談<br/>         発達障害児巡回教育相談<br/>         啓発資料「学級・ホームルーム担任のための教育相談」の発行</p> |

| 幼 児 教 育 部   |   |
|---|---|
| <p><b>連携推進</b></p> <p>幼・保・小連携推進会議<br/>         幼・保・小連携推進充実事業<br/>         幼保小連携実施状況調査</p> <p><b>研 修</b></p> <p>専門研修 1ア<br/>         幼稚園・保育所・小学校教職員相互職場体験研修</p> <p>幼児教育センター研修<br/>         幼稚園・保育所・小学校教職員合同研修<br/>         トップセミナー（園長等管理運営セミナー）<br/>         保育研究協議会<br/>         特別支援教育研修<br/>         スキルアップセミナー<br/>         保育を語る会<br/>         家庭教育支援セミナー<br/>         新規採用幼稚園教諭研修<br/>         幼稚園教職10年経験者研修<br/>         教育職員免許法認定講習（隣接職種免許状の取得）<br/>         教職10年目研修（小・中）「協同的な学びの連続性」<br/>         教職20年目研修（小・中）選択研修「学びから見た授業づくり」</p> | <p><b>教育相談</b></p> <p>保育研究アドバイザーの派遣<br/>         教職員への教育相談</p> <p><b>情報提供</b></p> <p>ビデオライブラリー・専門書の整備<br/>         ホームページによる情報提供<br/>         家庭教育広報誌による情報提供<br/>         国公立幼稚園代表者会議</p> <p><b>調査研究</b></p> <p>幼・保・小連携調査研究委員会<br/>         家庭教育広報誌を通じての調査・研究</p> <p><b>家庭教育への支援</b></p> <p>家庭教育広報誌「おうち」の発行・配布<br/>         保育研究アドバイザーの派遣</p> |

## 7 予 算 概 要 (平成19年度当初予算額一覧表) (単位：千円)

| 事 業 名                | 平成18年度<br>予 算 額 A | 平成19年度<br>予 算 額 B | 対 前 年 比<br>B ÷ A × 100 | 備 考                         |
|----------------------|-------------------|-------------------|------------------------|-----------------------------|
| 総合教育センター運営費          | 184,248           | 148,786           | 80.8%                  |                             |
| 総合教育センター運営費          | 173,965           | 142,737           | 82.0%                  |                             |
| カリキュラムセンター運営費        | 1,094             | 1,038             | 94.9%                  |                             |
| 情報システム運営費            | 8,007             | 4,073             | 50.9%                  |                             |
| 情報教育推進事業費            | 1,182             | 938               | 79.4%                  |                             |
| 総合教育センター事業費          | 38,373            | 33,015            | 86.0%                  |                             |
| 初任者研修事業費             | 11,768            | 10,602            | 90.1%                  |                             |
| 教職員研修費               | 15,946            | 13,288            | 83.3%                  |                             |
| 新規採用養護教員・学校栄養職員研修費   | 284               | 256               | 90.1%                  |                             |
| 調査研究費                | 6,477             | 5,083             | 78.5%                  |                             |
| 教育相談事業費              | 1,185             | 1,067             | 90.0%                  |                             |
| 教育充実振興費              | 2,713             | 2,719             | 100.2%                 |                             |
| 教育調査統計費              | 2,536             | 2,926             | 115.4%                 |                             |
| 情報システム費              |                   | 4,288             |                        | 情報システム機器経費                  |
| 県立学校間情報ネットワーク事業費(既存) |                   | 4,288             |                        |                             |
| 事務局運営(営繕)費           |                   | 4,788             |                        | 体育館屋根補修費                    |
| 総 務 課 計              | 225,157           | 184,727           | 82.0%                  | (情報システム機器経費、<br>体育館屋根補修費除く) |
| 幼児教育センター事業費          | 4,398             | 3,587             | 81.6%                  | 学校教育課                       |
| 指導者研修費               | 1,582             | 1,281             | 81.0%                  |                             |
| 総合教育センター生涯学習研修費      | 1,582             | 1,281             | 81.0%                  |                             |
| 生涯学習振興事業費            | 30,707            | 26,485            | 86.3%                  |                             |
| 家庭教育支援事業費            | 19,581            | 15,982            | 81.6%                  |                             |
| 生涯学習ボランティア活動促進事業費    | 1,298             | 793               | 61.1%                  |                             |
| とちぎ県民カレッジ推進事業費       | 9,461             | 9,394             | 99.3%                  |                             |
| 視聴覚教育費               | 367               | 316               | 86.1%                  |                             |
| 生涯学習情報提供システム整備事業費    | 2,846             | 2,305             | 81.0%                  |                             |
| 生涯学習情報提供システム運営費      | 2,846             | 2,305             | 81.0%                  |                             |
| 地域教育総合推進事業費          | 102               | 114               | 111.8%                 |                             |
| 地域教育総合推進事業費          | 102               | 114               | 111.8%                 |                             |
| 生 涯 学 習 課 計          | 35,237            | 30,185            | 85.7%                  |                             |
| 環境学習推進事業費            | 235               | 183               | 77.9%                  | 環境政策課                       |
| 合 計                  | 265,027           | 218,682           | 82.5%                  | (情報システム機器経費、<br>体育館屋根補修費除く) |
| 総 合 計                | 265,027           | 227,758           | 85.9%                  | (情報システム機器経費、<br>体育館屋根補修費含む) |

## 8 施設 の 概 要

### ○機能

- ・生涯学習推進機能
- ・教職員研修機能
- ・教育課題に対応する調査研究機能
- ・教育相談機能
- ・教育情報の収集・提供機能
- ・教育研究団体に対する研究の援助、教育の充実振興機能
- ・幼児教育行政の中核的な施設としての機能

### ○規模

■敷地面積 57,585m<sup>2</sup> (管理研修棟側31,827m<sup>2</sup> グラウンド側25,758m<sup>2</sup>)

#### ■建物の概要

- ・管理研修棟

構 造／鉄筋コンクリート造り (一部鉄骨鉄筋コンクリート造り)

地下1階地上4階建て

建築面積／5,224.07m<sup>2</sup>

延べ床面積／14,046.9m<sup>2</sup>

内訳 管理研修棟 9,218.65m<sup>2</sup> (地下1階地上4階建)

実験研修棟 2,810.90m<sup>2</sup> (地上3階建)

教育相談棟 2,017.35m<sup>2</sup> (地上2階建)

- ・体育館

構 造／鉄骨造り (一部鉄骨コンクリート造り) 平屋建 (一部2階建)

建築面積／1,192.12m<sup>2</sup>

延べ床面積／1,539.25m<sup>2</sup>

- ・陶芸室・温室 延べ床面積／61.29m<sup>2</sup>

- ・その他の施設

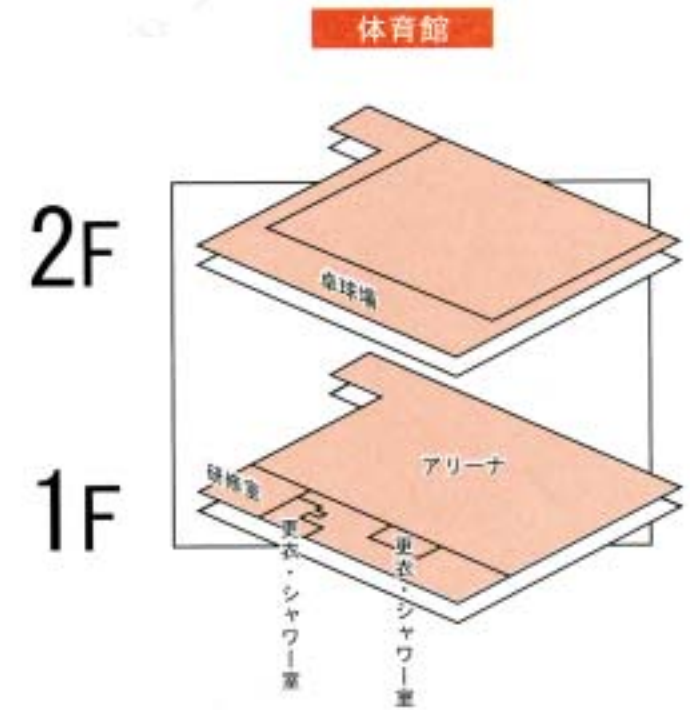
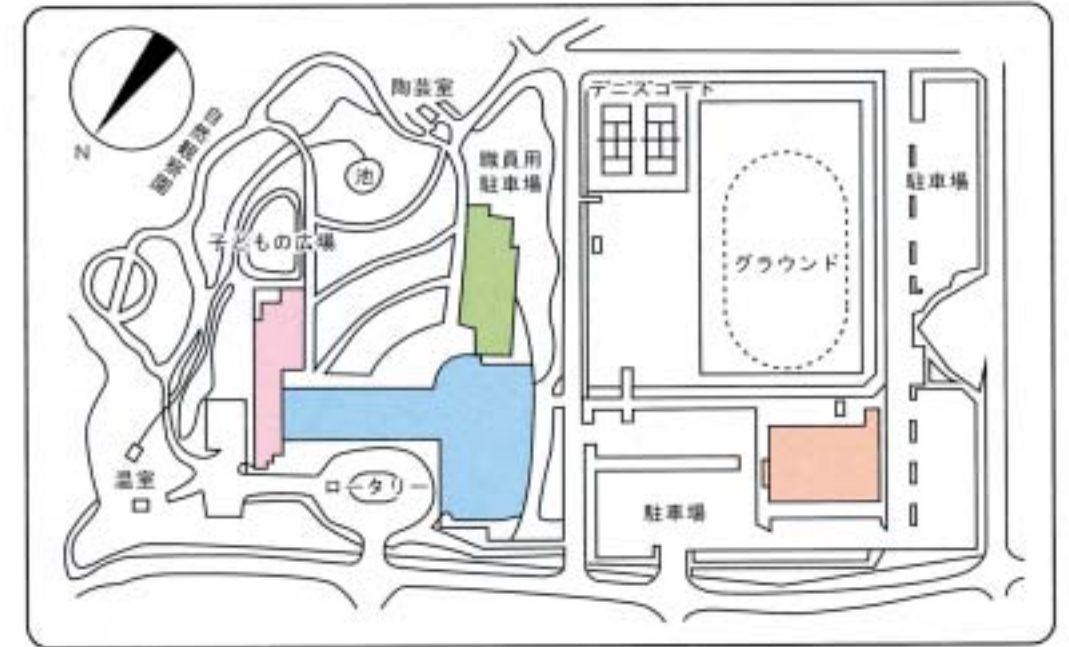
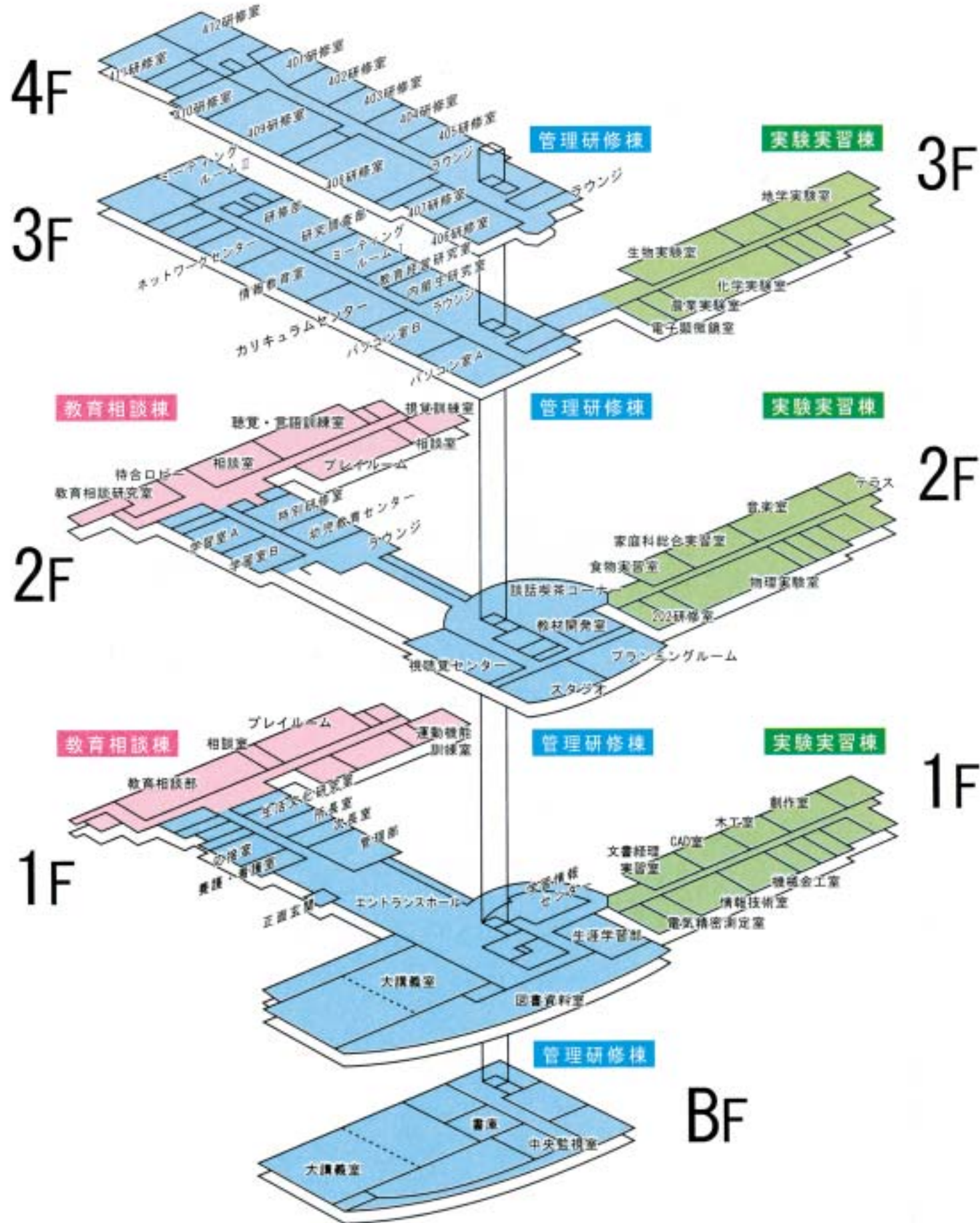
多目的グラウンド、自然観察園

駐車場／研修用400台 (臨時駐車場含む) 相談者用25台

■整備事業費総額 6,469,900千円



# 栃木県総合教育センター配置図





## 9 主な施設・設備

### 管理研修棟



管理研修棟全景



エントランスホール



408研修室



大講義室





学習情報センター  
栃木県視聴覚ライブラリー  
生涯学習ボランティアセンター



幼児教育センター



パソコン室



談話喫茶コーナー



図書資料室

## 実験実習棟



電機精密測定室



CAD室



化学実験室



音楽室

## 教育相談棟



運動機能訓練室

## スポーツゾーン



グラウンドと体育館

体育館内部





# 栃木県総合教育センター案内

◆所在地 〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町1070番地

◆電話案内 宇都宮局 028

|            |              |          |                |              |          |
|------------|--------------|----------|----------------|--------------|----------|
| 管理部        | TEL 665-7200 | FAX 7217 | 生涯学習部          | TEL 665-7206 | FAX 7219 |
| 研修部        | TEL 665-7202 | FAX 7218 | 学習情報センター       | TEL 665-7207 | FAX 7219 |
| 研究調査部      | TEL 665-7204 | FAX 7303 | 生涯学習ボランティアセンター | TEL 665-7207 | FAX 7219 |
| 教育相談部      | TEL 665-7210 | FAX 7212 | 情報教育室          | TEL 665-7208 |          |
|            | TEL 665-7211 |          | カリキュラムセンター     | TEL 665-7204 | FAX 7303 |
| 幼児教育部      | TEL 665-7215 | FAX 7216 | 教育経営研究室        | TEL 665-7209 |          |
| (幼児教育センター) |              |          |                |              |          |

◆ホームページ案内

栃木県総合教育センターホームページ

<http://www.tochigi-c.ed.jp/>

とちぎレインボーネット（栃木県学習情報提供システム）

<http://www.rainbow-net.pref.tochigi.jp/>

幼児教育センターホームページ

<http://www.tochigi-c.ed.jp/youji/>

◆利用案内（利用できる日）

教育相談……………月～金曜日

貸出施設……………火曜日～日曜日（第3日曜日は除く。）及び第3日曜日の翌月曜日

学習情報センター、生涯学習ボランティアセンター、図書資料室……………第1・3日曜日及び休所日を除く毎日

カリキュラムセンター……………月～金曜日（来所相談及び土曜日、日曜日の利用は予約が必要）

※休所日……………第3日曜日、国民の祝日、年末・年始（12月28日～1月4日）

◆交通案内



